

納税通知書（1枚目）の見方

令和7年度
市民税・府民税・森林環境税 納税通知書兼税額決定（充当）通知書

課税区	台帳番号	区分
		イ

この通知書で納める税額（普通徴収税額）の各納期の納付額及び納期限				
期別	税額(15)	充当又は委託納付額(16)	差引納付額(15-16)	納期限
第1期	円	円	円	令和7年6月30日
第2期	円	円	円	令和7年9月1日
第3期	円	円	円	令和7年10月31日
第4期	円	円	円	令和8年2月2日

上記の普通徴収税額（差引納付額）は、ご指定の金融機関口座から、各納期限の日に引き落とします。				
金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	振替方法

公的年金から差し引く税額（特別徴収税額）の徴収月及び徴収額			
徴収月	税額	変更前税額	差引増減額
7年4月	円	円	円
7年6月	円	円	円
7年8月	円	円	円
7年10月	円	円	円
7年12月	円	円	円
8年2月	円	円	円

上記の特別徴収税額のうち、令和7年10月以降の税額は次の公的年金から徴収します。

公的年金の種類
公的年金の支払者
支払者の法人番号

令和8年度の税額として公的年金から差し引く税額（仮特別徴収税額）の徴収月及び徴収額

徴収月	税額
8年4月	円
8年6月	円
8年8月	円

あなたが本年度において公的年金からの特徴徴収の対象者であり、かつ令和8年度を引き続き公的年金の支払を受けける場合は、上記の公的年金の支払者が引き続き公的年金の支払を受ける方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

*前年度の公的年金等に係る税額の2分の1を、3回に分けて徴収することになります。

◎納税通知書兼税額決定（充当）通知書は、あわせて課税（課税）の證明書として使用できる場合がありますので、大切に保管してください。

◎所得金額、所得控除額及び市民税・府民税・森林環境税額の内訳などについては2枚目、3枚目の課税明細書をご覧ください。また、賦課（課税）の根拠や制度の説明などについては1枚目から3枚目の裏面をご覧ください。

ア お問い合わせ先

この通知書に関するお問い合わせ先の市税事務所を記載しています。

お問い合わせの際は、「①台帳番号」をお伝えください。

なお、通知書送付直後は、お電話・窓口が大変混み合い、お待たせする

ことがございますが、ご了承願います。

イ 台帳番号

お問い合わせの際に、必要となる番号です。

ウ この通知書で納める税額（普通徴収税額）の各納期の納付額及び納期限

同封の納付書等により納付していただく各納期の税額を記載しています。

必ず、納期限までに納付してください。

給与や公的年金から差し引かれる（特別徴収）税額がある場合は、その

税額を除いて記載しています。

エ 公的年金から差し引く税額の徴収月・徴収額と差し引く公的年金の種類

公的年金から差し引かれる（特別徴収）税額およびその公的年金の種類、

支払者、支払者の法人番号を記載しています。

オ この通知書で納める税額（普通徴収税額）の各納期の納付額及び納期限

同封の納付書等により納付していただく各納期の税額を記載しています。

必ず、納期限までに納付してください。

給与や公的年金から差し引かれる（特別徴収）税額がある場合は、その

税額を除いて記載しています。

カ 公的年金から差し引く税額の徴収月・徴収額と差し引く公的年金の種類

公的年金から差し引かれる（特別徴収）税額およびその公的年金の種類、

支払者、支払者の法人番号を記載しています。

メ 市民税・府民税・森林環境税額の内訳

所得控除額の内訳

所得控除額の内訳